

「小規模事業者が販路開拓のために使える小規模事業者持続化補助金の公募開始について」

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）などに対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

一般型に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、①サプライチェーンの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境の整備を行う事業者は小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉へ申請することができます。コロナ特別対応型は補助金上限が100万円に拡充され、さらに②・③への取組を行う事業者は補助率が2/3から3/4に拡充されます。また新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を再開する事業者におかれましては、小規模事業者持続化補助金採択者（コロナ特別対応型を含む）に限り業界団体が定める感染症防止ガイドラインに沿った取組を補助する「事業再開枠（上限50万円・補助率10/10）」が活用できるなど使い勝手もよくなっております。

補助金については明和町商工会へお気軽にお問合せください。

1. 補助対象者

商工会地域で商工業を営む小規模事業者（商工会議所地域は窓口が異なります）

※小規模事業者とは、従業員数が製造業・建設業等では20名以下、サービス業・小売業では5名以下の事業者のことを言います。

2. 補助金額等

【一般型】 審査で採択された場合、原則50万円（補助率2/3）を上限

【コロナ特別対応型】 上限100万円（補助率：①の場合2/3、②・③の場合3/4）

3. 公募スケジュール

【コロナ特別対応型】 第三回受付締切：2020年8月7日（金）（締切日当日消印有効）

【一般型】 第三回受付締切：2020年10月2日（金）（締切日当日消印有効）

【一般型】 第四回受付締切：2021年2月5日（金）（締切日当日消印有効）

●問い合わせ先

明和町商工会 TEL：0596-52-5235

●参考資料

・小規模事業者持続化補助金チラシ

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf>

・小規模事業者持続化補助金〈一般型〉公募要領

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/doc/%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8C%96%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%A6%81%E9%A0%98%EF%BC%9C%E4%B8%80%E8%88%AC%E5%9E%8B%EF%BC%9E.pdf

・小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉公募要領

[http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/doc/%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%A6%81%E9%A0%98\(%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E7%89%B9%E5%88%A5%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E5%9E%8B\).pdf](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/doc/%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%A6%81%E9%A0%98(%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E7%89%B9%E5%88%A5%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E5%9E%8B).pdf)

